

総務局産業医非常勤嘱託職員要綱

1 目的

この要綱は、「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される、総務局産業医非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

非常勤嘱託職員の任用は、本業務に必要な一定資格を有する者の中から選考により決定する。

3 任用期間の更新について

任用期間の更新を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間等について

（１）非常勤嘱託職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

ア １日３時間の勤務時間で月１～５日の勤務日

イ １日６時間の勤務時間で月１～８日の勤務日

「勤務時間」

ア 午前９時～午前１２時まで

イ 午後１時３０分～午後４時３０分まで

ウ 午前９時１５分～午後４時（休憩時間４５分を含む）

「休日」

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

ウ １２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く）

（２）所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、勤務時間等について別に定めることができる。

5 報酬等について

（１）報 酬 特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則による。

（２）賃金締切日 毎月末日

（３）賃金支払日 翌月１７日（１月に限り１８日）

ただし、次に掲げる日に当たるときは、その定める日に支給する。

ア 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）その翌日

イ 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日

ウ 土曜日 その前日

6 懲戒について

（１）非常勤嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

① 法令等に違反した場合

② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

（２）前項の規定により処分を行う場合の懲戒の基準及び効果等については、大阪市職員基本条例（平成 24 年条例第 71 号）第 8 章（第 30 条を除く。）の規定の例による。ただし、減給の処分を行う場合にあっては、同条例第 29 条第 3 項の規定の例による。